

川崎市大師公園その他野球場の指定管理者の募集における質問への回答

No.	資料の種類	ページ	項目	質問内容	回答
1	—	—	設備について	各球場のスプリンクラーの台数をお示ください。	大師球場9基、池上新田球場5基でいずれも内野内に設置されています。少年野球場の設置はありません。また、桜川球場と小田球場は内野が人工芝であり設置はありません。
2	水準書	P7_2-(8)-(ケ)	その他維持管理	指定管理区域において、次期指定管理期間に市が修繕を予定しているもの（50万円以上）があればお示ください。	現時点において、次期指定管理期間中の修繕案件として、瀧秀園の建築物、瀧秀園の池循環設備（ポンプ、ろ過材及び制御盤）、管理事務所シャッター及び四阿屋根等について検討しています。 なお、これらは予算要求段階のものであり、現時点で実施を確約するものではありません。また、実施時期についても未定です。
3	仕様書	P3_2(3)エ	指定管理者が行う業務	「有料施設を～実際の使用者の照合確認及び関連性の調査等」と記載がありますが、「関連性の調査」とは現指定管理者が行っているノウハウを活用した従来業務と相違ないか。	従来と同様、使用承認を含めた有料運動施設の予約管理はふれあいネットにより行われるので、ふれあいネット上の使用者（被承認者）と実際の使用者が一致しているか、利用受付時に本人確認を行って頂くものです。
4	仕様書	P3_2(3)カ	指定管理者が行う業務	利用方法の案内 従来の取り扱い範囲と変わらないという認識で良いか。	『ふれあいネット利用方法の案内について』の取り扱いについては、お見込みのとおりですが、令和9年度以降にふれあいネットのシステム更新を予定しており、操作方法に変更が生じる可能性はあり、それに応じたご案内をお願いします。
5	仕様書	P9_2(8)イ（ア）	有料施設等の運営について	桜川、池上新田は「ふれあいネットの手引き」には午前6～午後8時の枠があるが、仕様書では午前8時からになっているがどちらが正しいかお示ください。	現在、暫定的に午前6時から午前8時までの利用を停止しておりますので、仕様書に記載のとおりで誤りはございません。
6	仕様書	P11_2(9)ア（ア）	施設の維持管理に関する業務	「施設予約がある日は、利用開始時間30分前に球場を開場すること。」と記載があるが、開始前の開錠ではなく30分前になった際にどの様な業務を想定しているかお示ください。	利用者が予約開始時間から円滑に施設を利用できるようにするためのものであり、利用開始時間までに必要な開錠等の準備を行い、利用開始時刻から利用できる状態を確保してください。なお、30分前の開場に伴う特定の業務を求めるものではありません。

7	募集要項	P6_6 (4)	指定管理業務に要する経費	指定管理料の上限金額増加分の積算根拠をお示してください。収支の人件費算出の際は、人件費はR8年度の最低賃金を基本に5年間分の算出を行う認識で良いか。	指定管理料の各年度の上限額については、利用者要望等を踏まえた年間の草刈り回数の増加に加え、近年の物価及び人件費の高騰等を考慮して設定しています。人件費について市として算定基準となる賃金水準を指定するものではありません。募集要項及び仕様書等の内容を踏まえ、応募者において必要な経費を適切に見込んだうえで算出してください。
8	募集要項	P10_7(13)	指定管理者業務に関する留意事項	熱中症および防災情報を理由としたキャンセル対応について、「すでに支払われた利用料金の～還付するものとします」とありますが、市から指定管理者への還付という認識で良いか。	P.10の「指定管理者と市のリスク分担」のとおりであり、市から還付相当額の補填はありません。
9	仕様書	P.18・別表2		表中の施設ごとの使用可能数は雨天や整備日等利用不可の日数は除かれていますか。除かれていない場合は、除いた場合の使用可能数と使用率についても教えてください。	除かれています。
10	水準書		瀋秀園	瀋秀園内管理の中の牡丹管理について、現在瀋秀園の牡丹の数量と規格をお教えてください。	牡丹は92株（H600mm内外）となっております。
11	水準書	P.4・(3)	施設の概要	瀋秀園内の秀湖管理・清掃につきまして、P.6下部の管理表の年間回数とP.12の表中の頻度に違いがあります。どちらが正しいでしょうか。	P.6下部の管理表の年間回数に誤りがあるため、秀湖管理・清掃は年1回の表示に統一、変更致します。
12	—	—	その他	令和4年度から現在迄に利用者から寄せられた要望苦情について内容とその対応策を具体的に御教えてください。	利用者から寄せられる主な要望・苦情としては、雑草の繁茂、高木の剪定要望及び公園利用者のマナーに関するもの等があります。これらに対しては、現地確認を行ったうえで必要な除草や樹木管理を実施するとともに、利用者マナーに関する事案については、注意喚起や啓発看板の設置等により対応しています。
13	—	—	その他	川崎大師と連携して行っている事業の実績があればお教えてください。	川崎大師との連携による取組として、地域のにぎわい創出や安全・安心な公園利用の推進を目的に、ウォークラリーイベントの実施や防犯に関する情報共有等を行っています。